

院外処方への切替えに伴う自賠責、生活保護、労災患者の取扱いについて

H25年7月20日  
海南病院 医事課

H25年8月26日（月）より、外来患者について院内処方から院外処方へ切り替えが行われます。現在院内処方となっている自賠責保険や生活保護確認中、労災保険の患者の運用について、以下の通りまとめましたのでお願い致します。

1. 自賠責保険の患者

- ・ 自賠責保険にて診療している患者については、院外処方せんは別紙1のように印字されます。このような院外処方せんを持参された患者については、自賠責保険にて取扱って下さい。

2. 生活保護確認中の患者

- ・ 生活保護の医療券番号確認中の患者については、院外処方せんは別紙2のように印字されます。このような院外処方せんを持参された患者については、生活保護として取り扱っていただき、保険請求については保留して下さい。
- ・ 医療券番号が確定すると、院外処方せんに番号が印字されるため、保留となっているレセプトと一緒に保険請求を行って下さい。

3. 労災保険の患者

① 院外処方せんの印字

- ・ 労災患者で病院に様式が提出されている患者については、院外処方せんは別紙3のように印字されます。このような院外処方せんを持参された患者については、労災保険にて取扱って下さい。

② 療養補償給付たる療養の給付請求書（労災様式）の確認

（8/26以降の新規患者）

- ・ 患者が病院に様式を持参した際に、様式のコピーを患者に渡して、調剤薬局にて必要となる旨を説明します。調剤薬局にて患者が様式のコピーを提出した際には、コピーをとって患者に返却して下さい。

（8/26以前の継続患者）

- ・ 6～7月で労災保険にて処方が出ている患者については、7月下旬～8月下旬の間、来院した際にコピーを配布するため、新規患者と同様に

対応して下さい。

- ・ 病院にて様式を患者に配布できず、様式を調剤薬局に持参されなかった患者については、「労災様式送付依頼書」（別紙 4）を以下の手順で F A X 送信して下さい。病院にて該当患者の様式を F A X にて返信します。

- 調剤薬局にて「労災様式送付依頼書」を病院宛に F A X 送信する。

- 病院側で 1 週間の依頼分を取りまとめて、遅くとも F A X 受信した日の翌週の水曜日までに返信を行う。

- ※ 月末等の急ぎの場合は、電話の上で送付して下さい。

### ③ アフターケアの患者

- ・ アフターケアの健康管理手帳が調剤薬局でも必要となる旨を、病院の各科受付で説明します。調剤薬局でも確認を行って下さい。